

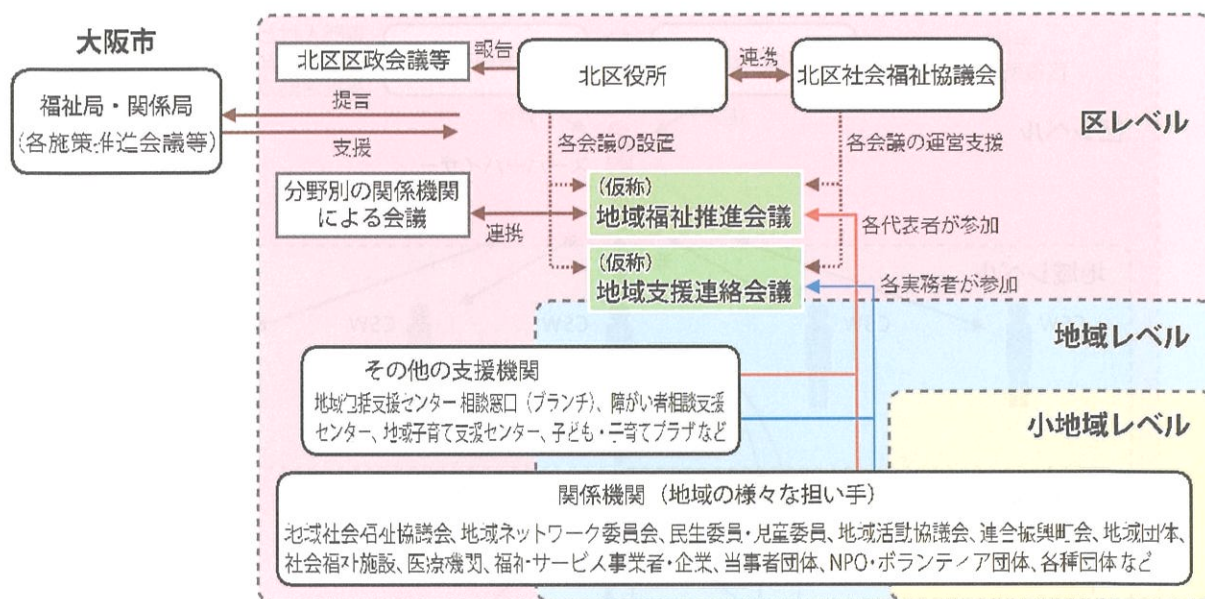
4. 見守り・支え合いの仕組みづくり

5つの柱に沿った取り組みを実践していくために、地域福祉を推進する場の設置と、区レベル・地域レベル・小地域レベルでそれぞれ必要な専門人材の配置を進め、セーフティネットとなる「見守り・支え合いの仕組み」を再構築します。

【各レベルにおける再構築の内容】

レベル	重点的な役割	体制
区レベル (北区全域)	・地域福祉計画の推進 ・地域課題・生活課題を集約し、共有する機能の強化 ・企業や事業所との連携促進と連携のための環境整備 ・地域福祉の担い手の発掘・養成の仕組みの構築 ・地域包括ケアシステムの構築を見据えた取り組み ・既存制度やサービスの適用が困難な場合などに対応するサービス開発	□「(仮称) 北区地域福祉推進会議」の設置・運営 □「(仮称) 地域支援連絡会議」(実務者レベル) の設置・運営 □「スーパーバイザー」1名配置 (3章1. ①参照)
地域レベル (概ね中学校区の範囲)	・解決が困難な事例、個別支援機能の強化 ・民生委員・児童委員や関係機関との連携 ・「地域福祉コーディネーター」の支援・研修の実施	□「CSW (コミュニティソーシャルワーカー)」5名配置 (3章1. ①参照)
小地域レベル (概ね地域社協の範囲)	・地域における援護を要する人の把握 ・「要援護者台帳」づくり ・関係機関への取り次ぎ ・生活支援サービスのマッチング ・福祉ニーズの把握、掘り起こし ・人材発掘	□「地域福祉コーディネーター」各1名配置 (3章1. ②参照)

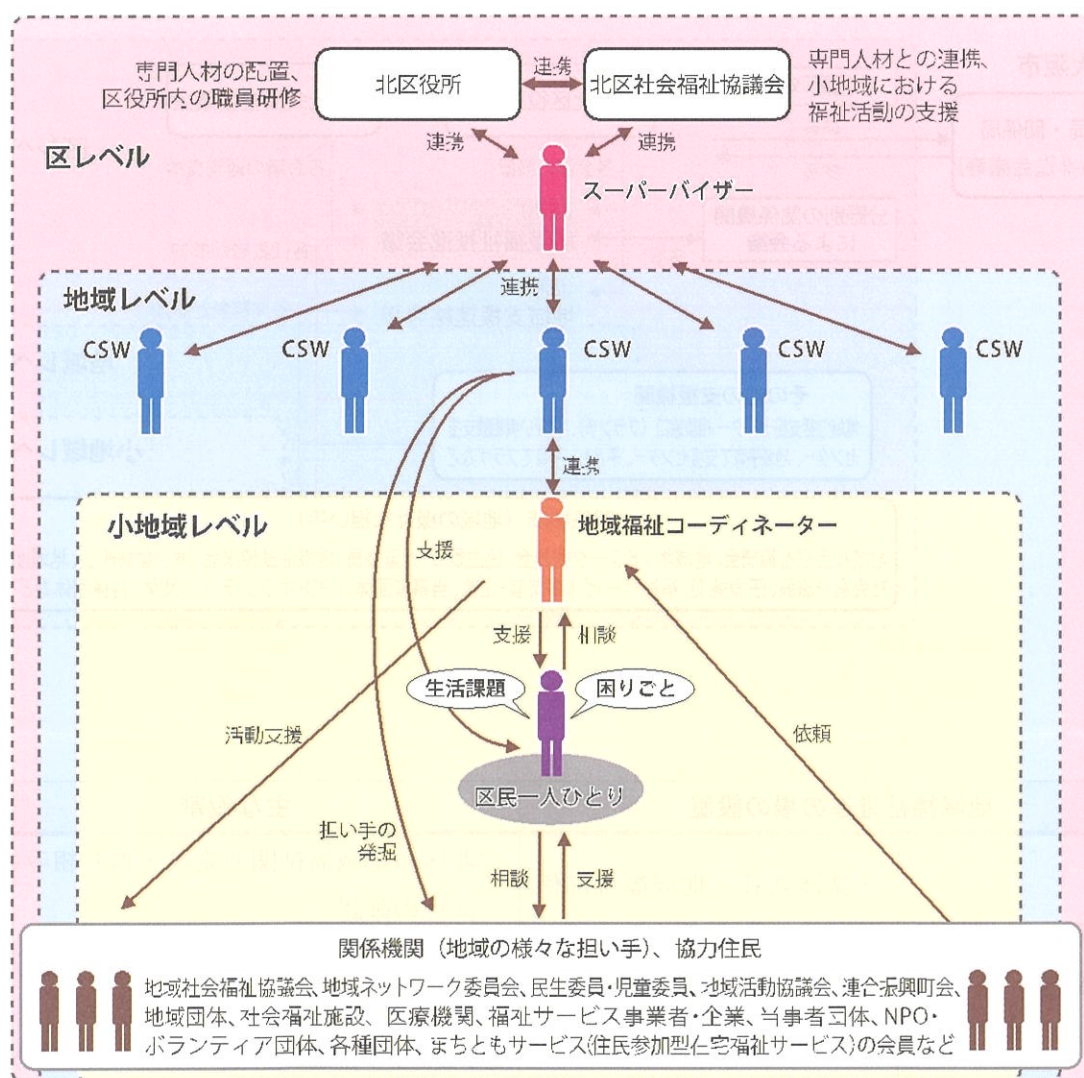
【見守り・支え合いの仕組みの強化】



地域福祉推進の場の設置		主な役割
《仮称》地域福祉推進会議	学識経験者、地域福祉関係機関等の代表者、スーパーバイザー、CSW が参加 (2～3 回／年)	○北区の地域福祉関連施策・取り組みの方向性の確認 ○市関係局・北区役所・区社協の各施策・事業に係る提言 ○PDCA の推進（計画の点検・見直し）
《仮称》地域支援連絡会議	地域福祉関係機関等の実務者、CSW（必要に応じて地域福祉コーディネーター）が参加 (1 回／2～3 か月)	○各小地域における取組内容の共有 (各小地域内で解決が困難な課題が生じた場合は、共同で対応策を検討※)

※各小地域における課題については、基本的には CSW、地域福祉コーディネーターが関係機関等と連携して解決にあたる

【地域福祉活動の担い手の強化】



専門人材の配置		主な役割
CSW (コミュニティソーシャルワーカー)	スーパーバイザー 区レベルに1名配置	○CSW、地域福祉コーディネーターの連絡・調整 ○専門人材 (CSW、地域福祉コーディネーター等) 間の連絡・調整 ○各地域・各小地域の取り組みの状況の把握、進捗管理・点検
	地域レベル (概ね中学校区の範囲) に各1名程度配置	○各小地域の見守り・支え合い活動の支援 ○解決困難な事例の個別相談・援助 (専門的な見地による) ○福祉コミュニティづくりの支援 ○地域福祉活動の担い手の発掘
地域福祉 コーディネーター	小地域レベル (概ね地域社協の範囲) に各1名配置	○各小地域の身近な相談対応 (窓口) ○個別課題と関係機関等のコーディネート ○個別課題と地域活動のコーディネート